

[事案 2024-197] 入院給付金支払請求

・令和7年4月7日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年1月、頸椎捻挫により入院したため、令和4年3月に契約した組立型保険および令和5年11月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) ソファから転倒後、数日しても首の違和感が回復しないことから病院を受診しており、痛みのために点滴等をしていた。
- (2) 入院中の3回の外出は確定申告作業の為であり、すべて配偶者等に車で送ってもらい、自分は運転していない。
- (3) 入院中は、電気治療などがメインであったが、首の場合にはあまり動かしてはいけないと言われ、リハビリを行っていない。痛みが非常に強く、当初2週間だった入院期間が、結果として医師の判断で1か月に延びた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院は、申立人の希望であることを担当医から確認している。
- (2) 入院中の治療は、鎮痛薬、胃薬の内服、外用薬、点滴、電気治療であり、入院が必要な治療は特になく、担当医からは「外来でも治療は可能」との回答を得た。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状態等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。